

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
(當日が休日には、  
その翌日)

目 次

◇告示 町等の区域の変更等（地方課）

計量器の定期検査の実施（商工指導課）

土地改良区の役員の就任（農村整備課）

土地改良区の役員の就退任（〃）

県道の供用の開始（〃）

県道の区域の変更（二件）（道路課）

土地整理法による換地処分（都市計画課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）

◇県議会規則 鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則

告 示

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法第二項の規定により告示する。この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による円護寺団地土地区画整理事業（第二工区）の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 田 次

区域を変更する  
町及び字の名称

北園二丁目

北園二丁目の全域

円護寺字下屋敷田三二九の一四及びこれと一体をなす国有地の一部  
地並びに三二九の一と一体をなす国有地の一部

円護寺字朽田三三〇の一から三三〇の五まで、三三一の一  
から三三一の七まで、三三二の二から三三二の大まで、三  
三三の五から三三三の九まで、三三四の二、三三四の五、  
三三四の八から三三四の一八まで及びこれらと一体をなす  
国有地並びに三三二の一と一体をなす国有地の一部

円護寺字妙見谷口の全域

円護寺字妙見谷川東四〇一の八から四〇一の一〇まで、四〇一の一、二、四〇二の一、四〇三の八、四〇三の一〇、  
四〇三の一、及びこれらと一体をなす国有地の一部  
覚寺字砂田一〇〇の一の一部、一〇一の四、一〇一の七、  
一〇二及びこれらと一体をなす国有地の一部  
覚寺字目当二二三の二の一部、一二四の一、一二四の二、

		区域
区域	覚寺字砂田	覚寺字自當
円護寺字妙見谷	一〇五の二の一、一二六の一の二部、一二七、一二七の 一から一二七の三まで、一二八、一二八の一、一二八の二、 一二九、一二九の一、一三〇、一三一、一三二の一から一 三二の三まで、一三三の一から一三三の四まで、一三四的 一から一三四の六まで、一三五の一から一三五の四まで、 一三六の一から一三六の四まで、一三七から一三九まで、 一四〇の一から一四〇の四まで、一四一の一から一四一の 四まで及びこれらと一体をなす国有地 覚寺字八反田一四二の二、一四三の三、一四三の四及び これらと一体をなす国有地 覚寺字庵ヶ崎一五二の二、一五二の三、一五二の五、一五 二の一六、一五一の一八、一五一の二〇から一五二の三 まで、一五三の二から一五三の五まで、一五三の八、一五 四の一、一五四の三から一五四の五まで、一五四の七、一 五四の八、一五五の一、一五六の四、一五五の六、一五五 の一〇、一五五の一、一五六の一三、一五五の一四、一 五六の一、一五六の四及びこれらと一体をなす国有地 覚寺字七反田一六七の一及びこれと一体をなす国有地	覚寺字砂田のうち一〇〇の一の一部、一〇一の四、一〇一 の七、一〇一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の 区域
円護寺字下屋敷	円護寺字下屋敷田のうち三二九の一四及びこれと一体をな す国有地並びに三二九の一と一体をなす国有地の一部以外 の区域	覚寺字自當のうち一三三の二の一、一二四の一、一二四 の二、一二五の一の一部、一二六の一の一部、一二七、一二 七の二から一二七の三まで、一二八、一二八の一、一二 八の二、一二九、一二九の一、一三〇、一三一、一三二の 一から一三三の三まで、一三三の一から一三三の四まで、 一三四の一から一三四の六まで、一三五の一から一三五的 四まで、一三六の一から一三六の四まで、一三七から一三 九まで、一四〇の一から一四〇の四まで、一四一の一から 一四一の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
円護寺字朽田	円護寺字下屋敷田のうち三二九の一四及びこれと一体をな す国有地並びに三二九の一と一体をなす国有地の一部以外 の区域	覚寺字自當のうち一五二の二、一五二の三、一五二の五、 一五二の一六、一五一の一八、一五一的二〇から一五二的 二三まで、一五三的二から一五三的五まで、一五三的八、 一五四的一、一五四的三から一五四的五まで、一五四的七、 一五四的八、一五五的一、一五五的四、一五五的六、一五 五的一〇、一五五的一、一五五的一三、一五五的一四、 一五六的一、一五六的四及びこれらと一体をなす国有地以 外の区域
円護寺字妙見谷川東	円護寺字妙見谷川東のうち四〇一の八から四〇一の一〇ま で、四〇一の一、四〇一の二、四〇一の三、四〇三の八、四〇三的 一〇、四〇三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の 以外の区域	覚寺字七反田のうち一六七の一及びこれと一体をなす国有 地以外の区域
覚寺字七反田	覚寺字七反田のうち一六七の一及びこれと一体をなす国有 地以外の区域	覚寺字七反田のうち一六七の一及びこれと一体をなす国有 地以外の区域

円護寺字砂見谷口

鳥取県告示第五百号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十九条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二百四十三条の規定により告示する。

昭和六十三年五月十日

一  
計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器

鳥取県知事 西尾 邑 次

間所施場実

当該計量器の所在の場所  
一日から  
一日まで

## 実施時間

米子市 夜見公民館

一時まで

一時  
まで

鳥取県告示第五百一號

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十日

鳥取県知事  
西  
尾

次

就任した役員の氏名及び住所

理事 池田 誠 東伯郡北条町大字江北六〇七

昭和六十三年四月一日就任 任期昭和六十四年三月三十日まで

鳥取県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨

の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 森田照雄 東伯郡東郷町大字川上八二七  
" 森田昭子 " 八二五

昭和六十三年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 森田雅敏 東伯郡東郷町大字川上八二七  
" 森田宗義 " 八二五

昭和六十三年四月一日就任 任期昭和六十四年五月二十六日まで

### 鳥取県告示第五百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年五月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年五月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	前後別	区間		(敷地の幅員) (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
鳥取市湖山町東一丁目一四七一 一地先から同市布勢字布勢二六 三地先まで	鳥取市湖山町東一丁目一四七一 一地先から同市布勢字布勢二六 三地先まで	五・八 九・三 一、六五四・〇	五・八 九・三 一、六五四・〇	五・八 九・三 一、六五四・〇	五・八 九・三 一、六五四・〇
鳥取市湖山町南一丁目九六七地 先から同市布勢字河穂三二五地 三地先まで	鳥取市湖山町南一丁目九六七地 先から同市布勢字河穂三二五地 三地先まで	一六・〇 二三・九 一、一二七・〇	一六・〇 二三・九 一、一二七・〇	一六・〇 二三・九 一、一二七・〇	一六・〇 二三・九 一、一二七・〇
場布勢線	場布勢線				

路線名	区間	供用開始の期日
鳥取鹿野 倉吉線	鳥取市布勢字河穂三一〇地先から同字三一五地先まで	昭和六十三年五月十日
湖山停車場 布勢線	鳥取市湖山町南一丁目九六七地先から同市布勢字河穂三一五地先まで	昭和六十三年五月十日
鳥取鹿野 倉吉線	鳥取市布勢字河穂三二〇地先まで	三一五地先まで

## 鳥取県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

次とのとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年五月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日	変更前 九・三 九・八	変更後 九・三 一八・〇	前後別 (メートル) 敷地の幅員 (メートル)	延長 区 (メートル)
鳥取鹿野 倉吉線	鳥取市布勢字河穂三一〇地先から同字三一五地先まで	昭和六十三年五月十日	三九・〇	三九・〇	三九・〇	三九・〇

## 鳥取県告示第五百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から田護寺団地地区画整理事業（第二工

区）施行地区的宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同條第四項後段の規定により告示する。

昭和六十三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称  
羽合町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
羽合都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年十二月十六日から昭和六十八年三月三十一日まで

## 四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年鳥取県告示第十三十八号、昭和五十九年

鳥取県告示第二百七十九号及び昭和六十年鳥取県告示第九百七十六号の事業地に大字長瀬字御建山下、字三ノ下浜、字下浜屋敷、字二ノ古

屋敷、字古屋敷、字二ノ浜淵、字浜淵屋敷、字東野畑、字村後、字野

畠屋敷、字野畑、字宮ノ前、字荒神ノ外、字二ノ惣田前、字船津、字和反田、字稻島、字八田ヶ坪、字東上浜、字二ノ御建山下、字二ノ下

浜、字四ノ下浜屋敷、字九ノ下浜、字二ノ下浜屋敷、字下村後、字上

村後、字高浜、字三ノ浜根荒神、字浜根、字惣田前、字下惣田、字下

政長、字天王及び字大伏、大字久留字横道下、字二ノ光吉後、字三ノ光吉後、字二ノ屋敷、字光吉後、字屋敷、字前田、字水下後、字河原

田、字船津、字樋口下及び字三ノ前田、大字光吉字三ノ屋敷、字四ノ屋敷、字五ノ屋敷、字屋敷、字廻、字一枚河原及び字下モ、大字水下

字角田、字堀田、字前田、字河原田及び栗坪並びに大字田後字三ノ坪を加える。

2 使用の部分 変更なし

## 県議会規則

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年五月十日

鳥取県議長 山 口 享

## 鳥取県議会規則第一号

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則

鳥取県議会傍聴規則（昭和三十八年三月鳥取県議会規則第二号）の一部までを一号ずつ繰り上げ、第七号を次のように改め、同号を第六号とする。

七 その他取締りのため必要があると認められる者

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。